

神奈川県蓄電システム導入費補助金申請要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱（平成28年4月26日制定。以下「要綱」という。）に基づき、神奈川県蓄電システム導入費補助金（以下「補助金」という。）の申請に関し、必要な事項を定める。

(太陽光発電システムの出力に係る要件)

第2条 要綱第3条第5号に掲げる太陽光発電システムの出力に係る要件は、太陽光発電システムの出力が、1kW以上であることとする。

2 前項の太陽光発電システムの出力は、新たに導入する太陽光発電システムの公称最大出力とする。

(蓄電システム及び太陽光発電システムの設備に係る要件)

第3条 要綱第3条第4号に掲げる蓄電システムの設備に係る要件は、次の各号のいずれかに該当する設備であることとする。

(1) 平成30年度当初予算 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金の補助対象設備

(2) 平成29年度当初予算 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金の補助対象設備

(2) 平成28年度当初予算 次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金の補助対象設備のうち、蓄電システム機能を有するもの

2 新たに導入する設備が別表の基準をすべて満たしている場合は、前項の要件を満たすものとみなす。

3 要綱第3条第5号に掲げる太陽光発電システムの設備に係る要件は、次の各号のいずれかに該当する設備であることとする。

(1) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電計画認定の基準を満たすもの

(2) 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業の採択計画において導入するもの

(補助額の減額要件)

第4条 要綱第6条第1項に掲げる補助額に係る要件は、新たに導入する太陽光発電システムの出力が2kW未満であることとする。

(申請期限)

第5条 要綱第7条第1項に掲げる申請書の提出期日は、県エネルギー課のホームページに補助金の交付申請期限として公表する期日までとする。

附則

この要領は、平成29年4月26日から施行する。

この要領は、平成29年4月28日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 5 月 2 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

基準	詳細
遠隔監視可能な通信機能を搭載していること	「ECHONET Lite」規格、その他 EMS 機器等と通信可能な機能を持っていること (充放電情報やシステム停止等の情報を外部端末等に送信することが可能な機能を持つこと)
蓄電容量、定格容量、繰り返し充放電耐久性（サイクル耐久性）に関して、一定の基準を満たすこと。	定格容量：JIS C 8715-1 で定められた方法により単電池の定格容量を指定すること 蓄電容量：1.0kWh 以上であること サイクル耐久性：25℃±5℃の環境において、放電終止電圧まで 20%以上の指定した値で 2,000 回以上放電及び充電を行い、試験後の復活容量が、定格容量の 60%以上であること
定格出力、出力可能時間、保有期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。	定格出力、出力可能時間：明示すること 保有期間：補助金を受けている場合の適正な管理運用について明示し所有者に注意喚起すること 修理保証：6 年間の修理対応(有償無償問わず)及びその明示、保守部品保持 廃棄方法：廃棄又は回収する方法について明示すること アフターサービス：連絡先を明示すること
蓄電池部の安全性について一定の基準を満たすこと	JIS C 8715-2 を満足すること又は SBA S1101:2011（一般社団法人 電池工業会発行）に準拠した安全性を有すること